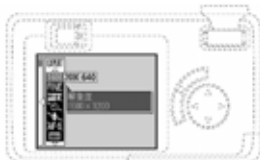
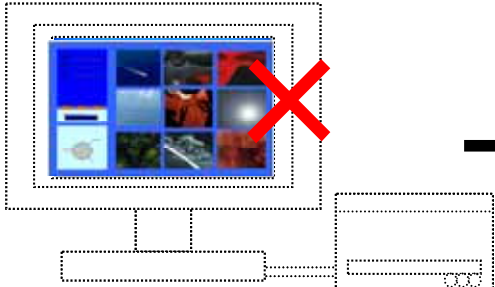
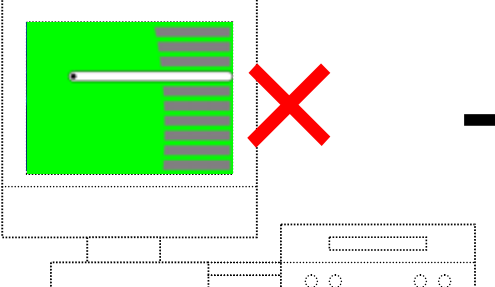
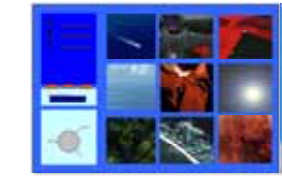
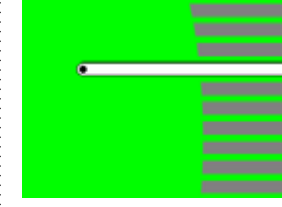
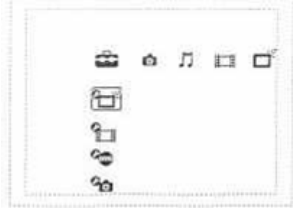
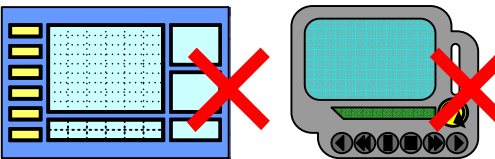


画面デザイン保護の各国比較表

日本 (審査) <現状>		米国 (審査)	韓国 (審査)	欧州 (無審査)
<保護範囲に関する規定等> [液晶表示等に関するガイドライン (部分意匠編) に対応] ① 物品の成立性に照らして不可欠なものであること ② 物品自体の表示機能により表示されたものであること ③ 変化の態様が特定されていること <関連条文> 意匠法第2条 「意匠」とは、物品 (物品の部分を含む。…中略…)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。		<保護範囲に関する規定等> [審査基準で対応] 特許審査マニュアル「MPEP1504.01」において画面デザインはそれが物品 (表示機器) の一部として具現化されていれば、意匠 (デザイン) 成立の前提となる「製造物品」の要件を満たすとされている。 <関連条文> 特許法第171条 (意匠特許) 製造物品のための新規で独創的かつ装飾的な意匠を創作した者は、本法の規定に従って、それについて特許を受けることができる。	<保護範囲に関する規定等> [審査基準で対応] 保護対象となる画面デザインについて、物品の成立性に照らし不可欠であることまでは要求せず、物品の表示画面上に一時的にでも具現化されるものであればよい。 <関連条文> 意匠法第2条 「意匠」とは、物品 (物品の部分を含む。…中略…)の形状、模様、色彩又はこれらを結合したものとして、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。	<保護範囲に関する規定等> 「欧州共同体意匠規則」は、意匠 (デザイン) は製品 (product) の外観であり、製品には「グラフィックシンボル (Graphic symbols)」を含むと定義されている。実務上、「Graphical user interfaces」及び「icons[for computers]」が、「グラフィックシンボル」に準ずる「製品」として取り扱われている。 <関連条文> EU意匠規則第1条 (b) 「製品」とは、あらゆる工業品又は手工芸品をいい、…略…グラフィック・シンボル及び印刷用書体を含むが、コンピュータ・プログラムは除外する。
携帯電話機  デジタルカメラ  [登録番号: 1186486] [登録番号: 1135151] ●本体と表示機が一体である専用機器のための画像		Graphic user interface for an electronic device for a display screen  [登録番号: D441763]	画像デザインが表示された携帯用情報端末機  [登録番号: 30-0367799]	Screen for mobile telephone  [登録番号: 000220579-001]
	新たな保護対象			
  ●本体と表示機が別体である専用機器のための画像	写真用プリンタ  DVD録画再生機  ※初期画面の画像以外の画像を含む	NO SAMPLE	NO SAMPLE	Graphical user interfaces  [登録番号: 000183041-0001]
 ●OS、アプリケーションソフトの画像	保護対象外	Menu design for a computer display screen  [登録番号: D428398]	画像デザインが表示されたコンピュータモニター  [登録番号: 30-0360788]	NO SAMPLE
 ●アイコン、グラフィックシンボル	保護対象外	Portion of a display screen with an icon image  [登録番号: D439256]	NO SAMPLE	Icons [for computers]  [登録番号: 000128905-0002]
 ●ウェブページ	保護対象外	Banking interface  [登録番号: D419543]	NO SAMPLE	Screen displays and icons  [登録番号: 000256284-0001]